

三田市地域公共交通活性化協議会設置要綱新旧対照表

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定に基づき、地域の需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画(以下「形成計画等」という。)の策定並びにこれらの実施に関し必要な協議を行うために、三田市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号) <u>第9条第4項</u>、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号) <u>第9条の2</u>、<u>第9条の3</u>及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号) <u>第6条</u>の規定に基づき、地域の需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画(以下「形成計画等」という。)の策定並びにこれらの実施に関し必要な協議を行うために、三田市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>

三田市地域公共交通活性化協議会分科会設置要領新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 分科会は、要綱第2条各号に掲げる事項について、専門的な協議又は調整を行うため、次に掲げる分科会を設置する。</p> <p><u>(1) 三田市地域公共交通会議分科会</u></p> <p><u>(2) 三田市地域公共交通網形成計画策定分科会</u></p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 分科会は、要綱第2条各号に掲げる事項について、専門的な協議又は調整を行うため、次に掲げる分科会を設置する。</p> <p><u>(1) 三田市地域公共交通網形成計画策定分科会</u></p> <p><u>(2) 交通ネットワーク分科会</u></p> <p><u>(3) 協働促進分科会</u></p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>